

「まーさん」印ロゴマーク使用規程

平成25年5月7日

公益財団法人沖縄県畜産振興公社

（目 的）

第1条 この使用規程は、公益財団法人沖縄県畜産振興公社（以下「公社」という。）が制作した「まーさん」印ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を沖縄県産食肉、沖縄県産鶏卵及びその加工品の販売促進に資する場合の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（対 象）

- 第2条 このロゴマークを使用できる対象物は、沖縄県産の食肉、鶏卵、またそれを用いた加工品とする。
- 2 このロゴマークを使用できる対象者は、沖縄県内に所在を置く生産者、流通事業者、加工事業者とする。但し、第5条の5に該当する場合はその限りでない。
- 3 このロゴマークを使用できる地域は、県内及び県外とする。県外での使用については前項の対象者が県外での販売促進に資する場合とする。
- 4 海外における使用については当面の間、認めない。

（ロゴマークのデザイン）

第3条 ロゴマークのデザインは、次のとおりとする。



〔食肉版〕

【登録第5565439号】



〔卵版〕

【登録第5583633号】

「まーさん」印ロゴマーク

(使用基準)

第4条 ロゴマークを使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県産食肉、沖縄県産鶏卵及びその加工品とする。なお加工品については、沖縄県産食肉、沖縄県産鶏卵が主たる原料かつ加工を県内で行っているものとする。
- (2) 沖縄県産食肉とは沖縄県内で生まれ育てられた家畜から生産される牛肉、豚肉、鶏肉、山羊肉及びその副産物とする。
- (3) 沖縄県産の品位を損なわないものとする。

(使用の承認)

第5条 ロゴマークを使用する者はあらかじめ公社理事長の承認を受けなければならない。

- 2 公社理事長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「まーさん」印ロゴマーク使用承認申請書（別記様式第1号）に当該使用に係る仕様がわかるものを添えて、公社理事長に提出しなければならない。
- 4 公社理事長は、使用を承認するときは「まーさん」印ロゴマーク使用承認通知書（別記様式第2号）、使用を不承認とするときは「まーさん」印ロゴマーク使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 5 使用に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、「まーさん」印ロゴマーク使用報告（別記様式第4号）を提出するものとする。
 - (1) 沖縄県内の地方公共団体が沖縄県産食肉等のPRに資するため使用するとき。
 - (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (3) そのほか、公社理事長が適当と認めるとき。
- 6 公社理事長はロゴマークの使用を承認した申請者をホームページ等で公表する。

(承認事項の変更)

第6条 前条第4項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更が有る場合は、「まーさん」印ロゴマーク使用承認変更申請書（別記様式第5号）を事前に届け出るものとする。

（承認の取消し）

第7条 公社理事長は、使用者が第10条の定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、「まーさん」印ロゴマーク使用承認取消通知書（別記様式第6号）により当該承認を取り消すとともに、当該使用者への承認を取り消した旨を公表することができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、公社は、その責めを負わない。

（使用の期間）

第8条 ロゴマークを使用できる期間は、承認された日から起算して1年間とする。

2 使用者は、毎年、公社理事長が指示した期日までに「まーさん」印ロゴマーク使用実績報告書（別記様式7号）によりロゴマーク使用実績報告を提出しなければならない。

3 使用者は、第1項の使用承認期間の満了後も引き続きロゴマークを使用しようとするときは、「まーさん」印ロゴマーク継続使用届出書（別記様式第8号）を使用承認の期間の満了日の2ヶ月前までに公社理事長に届け出ることにより、1年を限度としてその期間を更新することができる。

4 使用者は、承認が取り消されたときは、速やかにロゴマークの使用をやめなければならない。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は当面の間、無料とする。

（遵守事項）

第10条 ロゴマークを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- （1）オリジナルデザインの形状及び色を変更しないこと。
- （2）承認を受けた用途のみ使用すること。
- （3）自らの使用承認を第三者に譲渡しないこと。
- （4）商標法等の関係法令を遵守し、自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用しないこと。

（無断使用への対応）

第11条 第5条の承認を受けないで、ロゴマークが使用された場合は、公社理事長はその無断使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

（事故、苦情等の処理）

第12条 ログマークの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、公社理事長が別に定める。

附則

この規程は平成25年5月7日から施行する。